

第4次設工認申請の体系化の見直しについて

2023/10/19

(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

令和5年6月27日付けで申請した第4次設工認については、これまでの面談の内容を踏まえ、また短期間に対応できるようにするため、下記の方針で体系化の見直しを図る点についてご相談したい。

1. 基本設計方針

現申請書において各添付説明書(基本方針書)に記載していた基本的考え方を削除し、申請書本文に基本設計方針として記載する。この際、基本設計方針の各項目は技術基準の条項を網羅する構成とするが、今回は第4次設工認の申請対象設備に関連する条項に限定して作成したい(別添1-1参照)。

ここで、基本設計方針が事業変更許可申請書の内容を十分に反映したものになっているかの確認は、現申請書の「添1表2 加工事業変更許可申請書の記載に対する設工認への対応状況」の”設工認への対応状況”の欄を、”基本設計方針での記載箇所”に変更する説明資料によって実施することとする(別添1-2、別添1-3参照)。

なお、基本設計方針は上記の共通項目の他に、主要設備リストを含む個別項目があるが、今回の申請案件は少数の施設からなる限定的な申請であるため、個別項目の追加と主要な設備についての整理は次回以降の対応としたい。

2. 仕様表

現申請書に記載している各施設の仕様表には、設備・機器名称や一般仕様に加え、技術基準に対する仕様も記載しているが、この仕様は、上記1.の基本設計方針と一部重複する内容であるため削除する。これに代わり、技術基準における要求事項の内、仕様表に記載すべきもの(特に施設に固有の内容のもの)については、その他の仕様として記載する(別添2参照)。

3. 添付図

現申請書では、添付図として配置図、立面図及び構造図等を申請書の本文の一部としているが、これを添付書類に改めると共に、面談時に整理した設計条件に基づき一部見直す。

4. 工事の方法及び検査・試験

現申請書では、工事の方法及び検査・試験の項目を施設毎に記載している。既に使用前検査から使用前事業者検査に法律が改正されていることを踏まえ、一般化して記載を合理化することとする。

5. 既認可からの変更の有無による整理

現申請書では、新規基準の適合性の確認にあたっては、既認可からの変更の有無に関わらず記載を行っていたが、これを見直し、変更のある条項のみとする修正を行う。具体的には、添3表1にて変更の有無を明確にし、添付説明書では変更があるもののみ記載することとする。

なお、本文の「Ⅲ 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」及び添付資料 2. の「品質管理の方法等の加工事業変更許可への適合性に関する説明書」については、変更なしと考えている。

本体系化の見直しに伴う変更前後の構成を、新旧比較表の形式にて別添 3 に示す。
また、以上の見直しに伴う作業は今後 1 か月を目途に実施したいと考えている。

基本設計方針の目次案

基本設計方針の目次案	備考
1. 臨界防止	
2. 地盤及び地震による損傷の防止	
3. 津波による損傷の防止	
4. 外部からの衝撃による損傷の防止	
4.1 自然現象：極低温（凍結）、降水（豪雨）、積雪、火山活動（降灰等）、生物学的事象、洪水、竜巻、森林火災、落雷	
4.2 人為事象：外部火災、交通事故、電磁的障害	
4.3 航空機落下	
5. 閉じ込め	給排気は除く
6. 火災等による損傷の防止	爆発は除く
7. 溢水による損傷の防止	
8. 遮蔽	
9. 設備に関する事項	
9.1 安全機能を有する施設	
9.2 材料及び構造	該当なし。条項名のみの記載とする。
9.3 搬送設備	
9.4 貯蔵施設	
9.5 警報設備	
9.6 放射線管理施設	モニタリングポストのみの記載とする。
9.7 廃棄施設	廃油の液体廃棄物のみの記載とする。
9.8 換気設備	
9.9 非常用電源設備	4次申請設備の対象外なので、条項名のみの記載とする。
9.10 通信連絡設備	
10. その他の事項	
10.1 人の不法な侵入等の防止	
10.2 安全避難通路等	
10.3 汚染の防止	
10.4 設計基準事故等	

別添1-2

基本設計方針における加工事業変更許可申請書の記載に対する対応

許可No.	記載内容	記載箇所		記載区分	基本設計方針での記載箇所	備考
		本文	添付書類			
2-1	<p>2.1 基本的考え方</p> <p>(1) 基本的考え方 施設は、以下の基本的考え方に基づき、通常時及び設計基準事故時に想定される機器等の故障、誤動作又は運転員の誤安全機能を有する施設は、以下に基本的考え方に従い、通常時及び設計基準事故時に想定される機器等の故障、誤動作又は運転員の誤操作においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがない設計とする。</p> <p>(2) 加工施設で取り扱う核燃料物質は、濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン及び劣化ウランであり、このうち濃縮ウランを取り扱う設備・機器については臨界管理を行う。</p> <p>(3) 核燃料物質の取扱い上の一つの単位を単一ユニットとし、これに、核的制限値を設定することにより臨界を防止する。</p> <p>(4) 単一ユニットの設備・機器のうち、形状寸法を制限し得るものについては、その形状寸法について適切な核的制限値を設ける。この場合、設備操作等を考慮してもウランが上記の制限値を超過しないよう、信頼性の高いインテンターロッキングや従事者と監視システム又は複数の従事者により、質量制限値以下であることが確認されなければ次の工程に進めないようにする等の措置を講じる。ここで、形状寸法管理が困難な設備・機器には、形状を特定しない状態でウランを取り扱うフリードを取り扱うフリード等の設備・機器が該当する。(P4)</p> <p>(5) 核的制限値の維持・管理については、起こるとは考えられない独立した二つ以上の異常が同時に起こらない限り臨界に達しないように設計する。(P3)</p>	P3	-	基本的考え方	1.1	
2-2	<p>(2) 単一ユニットの臨界安全</p> <p>1. 単一ユニットの設定</p> <p>単一ユニットの設定については、原則として、ウランを収納する容器等(粉末輸送容器、粉末輸送容器の内容器、粉末缶、ペレット缶、ベレットトレイ、燃料棒トレイ、燃料棒集合体、集合体輸送容器、集合体輸送容器の内容器)を単一ユニットとし、複数の容器を密に配置する設備又は貯蔵場については、当該設備又は貯蔵場を単一ユニットとする。また、設備にて、容器等からウランを取り出す場合、その設備全体又はウランが存在する領域を単一ユニットとする。(P3)</p>	P3	-	施設設計	1.2.1	
2-3	<p>2. 単一ユニットの核的制限値の考え方</p> <p>単一ユニットに設定する核的制限値の考え方は、次のとおりとする。</p> <p>1) 単一ユニットとしての設備・機器のうち、ウランの形状寸法を制限し得るものについては、その形状寸法について適切な核的制限値を設ける。この場合、設備操作等を考慮してもウランが上記の制限値を超過しないよう、信頼性の高いインテンターロッキングや従事者と監視システム又は複数の従事者により、質量制限値以下であることが確認されなければ次の工程に進めないようにする等の措置を講じる。ここで、形状寸法管理が困難な設備・機器には、形状を特定しない状態でウランを取り扱うフリードを取り扱うフリード等の設備・機器が該当する。(P4)</p> <p>2) 上記1)の形状寸法管理が困難な設備・機器については、取り扱うウラン自体の質量又は溶液中の濃度等について適切な核的制限値を設ける。この場合、設備操作等を考慮してもウランが上記の制限値を超過しないよう、信頼性の高いインテンターロッキングや従事者と監視システム又は複数の従事者により、質量制限値以下であることが確認されなければ次の工程に進めないようにする等の措置を講じる。ここで、形状寸法管理が困難な設備・機器には、形状を特定しない状態でウランを取り扱うフリードを取り扱うフリード等の設備・機器が該当する。(P4)</p> <p>3) その他加工設備の附属施設(構造及び設備)</p> <p>(a) 核燃料物質の検査設備及び計量設備の種類</p> <p>監視システム (附属：秤) (P128)</p>	P4	-	施設設計	1.2.2.1)	
2-4	<p>4) ウランの収納を考慮していない設備・機器のうち、ウランが流入するおそれのある設備・機器についても上記1)又は2)を満足するように設計する。(P4)</p>	P4, 126	-	施設設計 (一部保安規定による管理)	1.2.2.2)	第4次申請の対象である汎用フリード及び粉末移し替えフリードの質量制限値に係る機能については、第5次申請以降で監視システムを申請した際に適合性確認を行う。
2-5		P4	-	施設設計	1.2.2.3)	
2-6		P4	-	保安規定による管理 (一部施設設計)	1.2.2.4)	
2-7		P4	-	施設設計	1.2.3.1)	
2-8		P4	-	施設設計	1.2.3.2)	
2-9		P4, 69, 70, 72, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 89, 91, 96, 100, 110, 111	-	施設設計	1.2.3.2) (a)	

現行の添1表2を当該内容に変更する。

別添 1-3

1. 核燃料物質の臨界防止

1.1 基本的な考え方

安全機能を有する施設は、以下の基本的考え方に従い、通常時及び設計基準事故時に想定される機器等の破損故障、誤動作又は運転員の誤操作においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがない設計とする。

- 1) 加工施設で取り扱う核燃料物質は、濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン及び劣化ウランであり、このうち濃縮ウランを取り扱う設備・機器について臨界管理を行う。
- 2) 核燃料物質の取扱い上の一つの単位を単一ユニットとし、これに、核的制限値を設定することにより臨界を防止する。
- 3) 単一ユニットの設備・機器のうち、形状寸法を制限し得るものについては、その形状寸法について適切な核的制限値を設け、これが困難な場合にあっては、ウランの質量に適切な核的制限値を設ける。
- 4) 二つ以上の単一ユニットが存在する場合については、ユニット相互間における間隔を維持すること等により臨界を防止する。
- 5) 核的制限値の維持・管理については、起こるとは考えられない独立した二つ以上の異常が同時に起こらない限り臨界に達しないように設計する。

1.2 単一ユニットの臨界安全

1.2.1 単一ユニットの設定

単一ユニットの設定については、原則として、ウランを収納する容器等（粉末輸送容器、粉末輸送容器の内容器、粉末缶、ペレット缶、ペレットトレイ、燃料棒トレイ、燃料集合体、集合体輸送容器、集合体輸送容器の内容器）を取り扱う部分の設備を単一ユニットとし、複数の容器を密に配置する設備又は貯蔵場については、当該の設備又は貯蔵場を単一ユニットとする。また、設備にて、容器等からウランを取り出す場合、その設備全体又はウランが存在する領域を単一ユニットとする。

1.2.2 単一ユニットの核的制限値の考え方

単一ユニットに設定する核的制限値の考え方は、次のとおりとする。

- 1) 単一ユニットとしての設備・機器のうち、ウランの形状寸法を制限し得るものについては、その形状寸法について適切な核的制限値を設ける。この場合、溶液状のウランを取り扱う設備・機器については、全ての濃度において臨界安全を維持できる形状とする。但し、少量の溶液の化学分析に用いられる市販の分析機器、ビーカー等のように最小臨界質量以下のウランを取り扱うものは除く。
- 2) 上記1)の形状寸法管理が困難な設備・機器については、取り扱うウラン自体の質量又は溶液中の濃度等について適切な核的制限値を設ける。この場合、誤操作等を考慮し

てもウランが上記の制限値を超えないよう、信頼性の高いインターロックや放射線業務従事者と監視システム又は複数の放射線業務従事者による確認により、質量制限値以下であることが確認されなければ次の工程に進めないようにする等の措置を講じる。

ここで、形状寸法管理が困難な設備・機器には、形状を特定しない状態でウランを取り扱うフード等の設備・機器が該当する。

- 3) ウランの収納を考慮していない設備・機器のうち、ウランが流入するおそれのある設備・機器についても上記 1) 又は 2) を満足するように設計する。
- 4) 核的制限値の維持・管理については、核的制限値として形状寸法を設定する設備・機器については、設備の供用前に実施する検査により核的制限値が適切に設定されていることを確認し、供用開始後は、巡視・点検による異常の有無の確認により維持・管理する。また、含水率の制限を適用する設備・機器については、ウラン粉末の受入時に含水率を確認し、ウラン粉末を収納する容器で密閉することにより含水率を維持する。

1.2.3 核的制限値の設定

- 1) 核的制限値を設定するに当たっては、取り扱うウランの化学的組成、密度、幾何学的形状及び減速条件等の性状、並びに中性子吸収材等を考慮し、最も厳しい結果を与えるよう、中性子の減速、吸収及び反射の各条件を仮定し、かつ、測定又は計算による誤差、誤操作等を考慮して十分な裕度を見込む。
- 2) 核的制限値を定めるに当たって、参考とする手引書、文献等は、公表された信頼度の十分高いものであり、また、使用する臨界計算コード等は、実験値等との対比がなされ、信頼度の十分高いことが立証されたものとする。
 - (a) 質量、直径、厚み及び体積についての核的制限値は、取り扱われるウランの化学的組成、濃縮度及び均質・非均質を考慮し、最適減速条件かつ水全反射条件において、信頼度の高い文献から引用した値又は検証された信頼度の高い臨界計算コードにより求めた値とする。
 - (b) 燃料集合体を取り扱う機器の核的制限値は、取り扱われるウランの濃縮度を考慮し、水没条件において、信頼度の十分高い臨界計算コードにより求めた値とする。
 - (c) 上記 (a)、(b) 以外の核的制限値は、取り扱われるウランの化学的組成、濃縮度、密度、幾何学的形状、及び減速条件等を考慮し、検証された信頼度の高い臨界計算コード¹⁾²⁾により中性子実効増倍率を計算し、未臨界(中性子実効増倍率が 0.95 以下)であることを確認する。
- 3) 上記 2) (a) の核的制限値については、下記の安全係数を適用する。

- (a) 質量制限値（以下「バッチ限度量」という。）は、最小臨界質量に 0.45³⁾を乗じ、運転員の誤操作によって、正しい操作の 2 回分のウランを設備又は容器に投入したとしても、最小臨界質量に達しない値とする。
 - (b) 円筒直径制限値は、無限円筒の最小臨界直径に 0.93⁴⁾を乗じる。
 - (c) スラブ厚さ制限値は、無限平板の最小臨界厚さに 0.88⁴⁾を乗じる。
 - (d) 体積制限値は、最小臨界体積に 0.76⁴⁾を乗じる。
- 4) 次の核燃料物質には、臨界安全に関する制限値を要しない。
- (a) 劣化ウラン及び天然ウラン
 - (b) ウラン濃度が低く、水素対 ²³⁵U 原子比が 5200 以上のもの
 - (c) 最小臨界質量を十分に下回る量（5kg-UO₂以下）のみ取り扱う設備・機器


1.3 複数ユニットの臨界安全

1.3.1 複数ユニットの設定

核的制限値を設定した単一ユニットが二つ以上存在する場合（以下、「複数ユニット」という。）、次項に掲げる核的に安全な措置を講じる。ただし、単一ユニット間が次の条件を満たす場合、中性子相互作用を無視し得るため、核的に隔離されているものとする。

- ① 厚さ 30 cm 以上のコンクリートの層が存在する場合。
- ② 単一ユニット間の面間距離が 3.6m 及び単一ユニットの最大寸法のいずれの寸法よりも大きい場合。なお、単一ユニットの最大寸法とは 2 つの単一ユニットの中心を結ぶ線に直交した平面へ単一ユニットを投影してできる図面の対角線の最大長をいう。

次に示す単一ユニットについては、前記①の条件を満たすことによって、他のユニットと核的に隔離するように設計する。

- ・ 第 1 加工棟の第 1 発送品保管場
- ・ 第 2 貯蔵棟の 
- ・ 第 2 加工棟内の一部区域（第 2 組立室の集合体貯蔵棚、第 2 ー地下 1 階発送品保管場、第 2 ー 3 階発送品保管場）
- ・ 第 2 加工棟内の一部区域（第 2 酸化ウラン貯蔵場）

また、前記②の条件については、複数ユニット内の 1 対の単一ユニット毎に評価する。

1.3.2 複数ユニットにおける核的に安全な措置

- 1) 単一ユニット間は、次のいずれかの方法により核的に安全な配置とする。
 - ① 単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、かつその配列が立体角法 ⁴⁾⁵⁾

による解析条件を満足する配置とする。

なお、許容立体角 Ω_{a11} は、ユニットの表面の 50 %以上が反射材によって囲まれている場合は

$$\Omega_{a11} = 9 - 10 \text{ Keff}$$

によって計算し、これ以外の場合は、

$$\Omega_{a11} = 12.33 - 13.33 \text{ Keff}$$

によって計算する。両式において Keff は、反射材がない場合のユニットの中性子実効増倍率である。

- ② 信頼度の十分高い臨界計算コードによって中性子実効増倍率を計算し、未臨界（中性子実効増倍率が 0.95 以下）となるように配置する。
- 2) 核的に安全な配置を定めるに当たっては、最も厳しい結果を与えるよう、中性子の減速、吸収及び反射の各条件を仮定し、かつ、測定又は計算による誤差、誤操作等を考慮して十分な裕度を見込む。
- 3) 核的に安全な配置を定めるに当たって、参考とする手引書、文献等は、公表された信頼度の十分高いものであり、また、使用する臨界計算コード等は、実験値等との対比がなされ、信頼度の十分高いことが立証されたものとする。
- 4) 核的に安全な配置の維持については、ウランを収納する設備・機器の設置に当たって十分な構造強度をもつ構造材を用いて固定するとともに、巡視・点検による異常の有無の確認によりこれを維持・管理する。なお、固定することが困難な設備・機器の場合は、設備・機器の周囲にユニット相互間の間隔を維持するための剛構造物を使用するか、設計上、移動範囲を制限する、又は、中性子吸収材等を用い、他ユニットとの中性子相互干渉を無視できるように設計する。
- 5) ウランを不連続的に取り扱う（バッチ処理）施設においては、ウランを次の工程に移動させようとしても、核的制限値等を満足する状態にならなければ、移動することができない措置を講じ、単一ユニットを搬送する場合、単一ユニット同士の間隔を保持する器具を用いるか、インターロックを設置し、単一ユニット同士が異常に接近しないように設計する。
- 6) 搬送設備は、搬送するための動力の供給が停止した場合に、ウランを安全に保持する設計とする。

別添 2

仕様表の変更について

現申請書の仕様表の変更にあたっては、” 技術基準に対する仕様” 以外の項目は現記載のままとし、” 技術基準に対する仕様” については” その他の仕様” に名称変更して、技術基準の要求事項の内、仕様表に記載すべきもの（特に施設に固有の内容のもの）を抽出することとする。本抽出を実施するにあたり、施設の特徴の観点から仕様表を分類することが適当であるため、第4次設工認における申請案件を次のように分類する。

第4次設工認申請案件の仕様表の分類

申請案件	仕様表の分類
第2貯蔵棟	仕様表A（建物）
D搬送路	
汎用フード	仕様表B（機械設備）
クレーン	
搬送コンベヤ	
リフト	
容器貯蔵コンベヤ	
粉末移し替えフード	
モニタリングポスト	仕様表C（放射線管理設備）

仕様表Bの修正案のイメージを次頁に示す。

変更後の仕様表の例 (仕様表B)

対応する 加工事業 許可	許可番号 (日付) 原規規発第1704051号 (平成29年4月5日)
設備・機器名称	粉末処理設備
設備・機器の区分	設備の構成機器 汎用フード[2006]
設置場所	本体
機器名	第2加工棟[200] 第2-3階酸化ウラン取扱室(第1種管理区域)
変更内容	汎用フードNo. 1 {2006(1)}
台数	— (変更なし)
型式	1
主要な構造材	囲い式
寸法 (単位: mm)	鋼(SS400)
その他の構成機器	[]
その他の性能	—
核燃料物質の状態	固体(粉末及びびレット)
境界寸法	
溢水高さ	
...	
...	
その他の仕様	

現行の記載をそのまま使用

仕様表B群の仕様表の一般仕様等

- ・汎用フード
- ・クレーン
- ・搬送コンベヤ
- ・リフタ
- ・容器貯蔵コンベヤ
- ・粉末移し替えフード

変更後のその他の仕様に記載する項目を、各設備の要求事項を元に共通化

仕様表B群の技術基準に対する仕様

- ・汎用フード
- ・クレーン
- ・搬送コンベヤ
- ・リフタ
- ・容器貯蔵コンベヤ
- ・粉末移し替えフード

注) ウラン加工施設は、一部の設備 (焼結炉、酸化炉) を除き、常温・常圧の環境条件で使用すること、また、第十五条 (材料及び構造) に該当する施設がないこと、さらに、ウランが崩壊熱や強い放射線を生じないことにより、その他の仕様に記載する項目は限定的なものになると考えている。

体系見直し後の構成(新旧比較表の形式)

	現行の構成	見直し後の構成
本文	一 名称及び住所並びに代表者の氏名 二 加工施設の変更に係る事業所の名称及び所在地 三 加工施設の変更に係る設計及び工事の方法 四 工事工程表 五 加工施設の変更に係る設計及び工事に係る品質マネジメントシステム 六 加工施設の変更の理由 七 分割申請の理由	本文 一 名称及び住所並びに代表者の氏名 二 加工施設の変更に係る事業所の名称及び所在地 三 加工施設の変更に係る設計及び工事の方法 四 工事工程表 五 加工施設の変更に係る設計及び工事に係る品質マネジメントシステム 六 加工施設の変更の理由 七 分割申請の理由
別添	I 加工施設の変更に係る設計及び工事の方法 I.1 基本設計方針及び工事の方法 I.1.1 基本設計方針 1. 臨界防止 2. 地盤及び地震による損傷の防止 3. 津波による損傷の防止 4. 外部からの衝撃による損傷の防止 5. 閉じ込め 6. 火災等 7. 溢水 8. 遮蔽 9. 設備に対する事項(安全機能、搬送、警報等) 10. その他の事項(不法侵入、安全避難通路等) I.1.2 工事の方法(検査及び試験の方法を含む) I.2 各施設の仕様及び準拠規格等 ハ 成型施設 ヘ 核燃料物質の貯蔵施設 ト 放射性廃棄物の廃棄施設 チ 放射線管理施設 (上記施設毎に以下の項目) 1. 変更の概要 2. 準拠すべき主な法令、規格及び基準 3. 設計条件及び仕様 仕様表 主要材料一覧 II 加工施設の変更に係る工事工程表 III 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム	別添 I 加工施設の変更に係る設計及び工事の方法 I.1 加工施設の変更に係る設計の基本方針 I.2 各施設の変更に係る設計及び工事の方法 ハ 成型施設 ヘ 核燃料物質の貯蔵施設 ト 放射性廃棄物の廃棄施設 チ 放射線管理施設 (上記施設毎に以下の項目) 1. 変更の概要 2. 準拠すべき主な法令、規格及び基準 3. 設計条件及び仕様 仕様表 主要材料一覧 添付図 4. 工事の方法 5. 品質保証計画 I.3 検査及び試験の方法 1. 検査及び試験の基本的考え方 2. 建物・構築物の検査・試験方法 3. 設備・機器の検査・試験方法 4. 一般産業用工業品の基本的考え方 II 加工施設の変更に係る工事工程表 III 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム
添付書類	添付書類1 事業変更許可申請書との対応 添1表1 設工認申請の各施設における加工事業変更許可申請書との対応 ^{注1)} 添1表2 加工事業変更許可申請書の記載及び設工認への対応状況 添1別表1 設工認申請を計画している施設の一覧 ^{注2)} 添付資料2 品質管理の方法等の加工事業変更許可への適合性に関する説明書 添2表1 保安品質保証計画書の加工事業変更許可への適合性の説明 添2表2 本申請に係る設計及び工事に係る品質保証活動の実績及び計画 添付書類3 加工施設の技術基準に関する規則との適合性に関する説明書 添3表1 今回申請する施設の技術基準への適合性 添3表2 設計番号に対する設計仕様 ^{注3)} 添3資料1～22 適合性説明書 ^{注4)} 添付説明書Ⅰ 核燃料物質の臨界防止に関する説明書 添付説明書Ⅱ 地盤及び地震による損傷の防止に関する説明書 添付説明書Ⅲ 津波による損傷の防止に関する説明書 添付説明書Ⅳ 外部衝撃(竜巻)に関する説明書 添付説明書Ⅴ 外部衝撃(積雪及び降下火砕物)に関する説明書 添付説明書Ⅵ 外部衝撃(外部火災・爆発等)に関する説明書 添付説明書Ⅶ 設備の閉じ込め機能に関する説明書 添付説明書Ⅷ-1 建物・構築物の火災等に関する説明書 添付説明書Ⅷ-2 設備・機器の火災等に関する説明書 添付説明書Ⅸ 溢水による損傷の防止に関する説明書 添付説明書Ⅹ 設備のインターロックに関する説明書 添付説明書Ⅺ 放射線による被ばく防止に関する説明書 添付書類4 各施設の図面 朱記部:大幅な変更があるもの 青記部:施設の変更の有無により見直しがあるもの 注1) 事業変更許可との整合は添1表2で確認しており、許可基準規則との対応までは不要と考えられるため削除する。 注2) 設備管理番号は、明確化の観点から現申請のまま変更なしとする。 注3) 設計番号は、明確化の観点から現申請のまま変更なしとする。 注4) 適合説明書は、説明の容易さの観点から現申請のまま変更なしとする。	添付書類1 事業変更許可申請書との対応 添1表1 設工認申請の各施設における加工事業変更許可申請書との対応 添1表2 加工事業変更許可申請書の記載及び設工認への対応状況 添1別表1 設工認申請を計画している施設の一覧 添付資料2 品質管理の方法等の加工事業変更許可への適合性に関する説明書 添2表1 保安品質保証計画書の加工事業変更許可への適合性の説明 添2表2 本申請に係る設計及び工事に係る品質保証活動の実績及び計画 添付書類3 加工施設の技術基準に関する規則との適合性に関する説明書 添3表1 今回申請する施設の技術基準への適合性 添3表2 設計番号に対する設計仕様 添3資料1～22 適合性説明書 添付説明書Ⅰ 核燃料物質の臨界防止に関する説明書(基本方針書) 添付説明書Ⅱ 地盤及び地震による損傷の防止に関する説明書(基本方針書) 添付説明書Ⅲ 津波による損傷の防止に関する説明書(基本方針書) 添付説明書Ⅳ 外部衝撃(竜巻)に関する説明書(基本方針書) 添付説明書Ⅴ 外部衝撃(積雪及び降下火砕物)に関する説明書(基本方針書) 添付説明書Ⅵ 外部衝撃(外部火災・爆発等)に関する説明書(基本方針書) 添付説明書Ⅶ 設備の閉じ込め機能に関する説明書(基本方針書) 添付説明書Ⅷ-1 建物・構築物の火災等に関する説明書(基本方針書) 添付説明書Ⅷ-2 設備・機器の火災等に関する説明書(基本方針書) 添付説明書Ⅸ 溢水による損傷の防止に関する説明書(基本方針書) 添付説明書Ⅹ 設備のインターロックに関する説明書(基本方針書) 添付説明書Ⅺ 放射線による被ばく防止に関する説明書(基本方針書)